

第3節．地域包括支援センター

1．地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターには、高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、支援することが求められています。

地域包括支援センター及び在宅介護支援センター

施策の目的・内容

本市では、地域包括支援センターを、高齢者等を包括的に支援していくための中心的な相談機関として位置付け、在宅介護支援センター、福祉事務所や保健センターなどの関係機関と連携を図りながら、高齢者が住み慣れた自宅や地域でできる限り継続して生活を送れるように支援を実施することとしています。

1 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターの主な業務には、介護保険の要支援認定者（要支援1・2）の高齢者を対象とした予防給付ケアマネジメント業務及び、高齢者等を地域において包括的に支援する包括的支援事業があります。

包括的支援事業には、総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 介護予防ケアマネジメント事業 があり、専門職の職員それぞれの特性を活かし、連携しながら業務を行います。また、これらの事業を効率的かつ効果的に実施するに当たっては、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が連携することができる環境整備を行う必要があり、業務は、地域包括支援センター職員だけではなく、包括的に支援するために必要な地域の関係機関（医療機関、介護保険事業者、保健センター、警察等）や活動機関（自治会、NPO、民生委員等）と連携しながら行っていきます。

区分	事業内容
介護保険	予防給付ケアマネジメント
介護保険外	包括的支援事業 総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 介護予防ケアマネジメント事業

2 在宅介護支援センターの業務

在宅介護支援センターは、地域の身近な相談窓口として、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスを提供するために関係機関との連絡調整を行う他、地域の高齢者の実態を把握する等、地域包括ケアの拠点となる地域包括支援センターを補完する役割を担います。

3 人員配置及び担当業務

【地域包括支援センター】

地域包括支援センター1か所につき、3職種の配置が必須となります。専任配置が基本で、地域包括ケアの調整を行います。

	職種	主な担当業務
1	保健師 * 職種要件に準用規定あり	予防給付ケアマネジメント 介護予防ケアマネジメント
2	社会福祉士 * 職種要件に準用規定あり	総合相談支援事業 権利擁護事業
3	主任ケアマネジャー * 職種要件に準用規定あり	包括的継続的ケアマネジメント支援事業

- ・地域包括支援センターが包括的支援事業を適切に実施するためには、第一号被保険者がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーそれぞれ各1人配置することとされています。

【在宅介護支援センター】

- ・在宅介護支援センターの職員の配置基準は、社会福祉士などの専門職1名を配置することとされています。

これまでの実施状況

- ・本市においては、地域の身近な相談窓口として、在宅介護に関する総合的な相談に応じるために、平成7年度より在宅介護支援センター事業を実施していました。
- ・平成17年度の介護保険法改正に伴い、直営の在宅介護支援センターの機能強化(専門職の増員)を図り、平成18年4月より地域包括支援センターを3か所、直営にて開設しました。
- ・在宅介護支援センターは、包括的支援事業の一部として位置付け、身近な相談窓口として、地域包括支援センターを補完する役割を担うため、事業を継続することとしました。
- ・また、第3期計画では、新制度施行時は地域包括支援センターを直営で設け、その後、地域支援事業や予防給付対象者の増加、介護予防のノウハウの蓄積等を踏まえ、直営の地域包括支援センターの担当地域を分割し、分割した区域には委託方式で地域包括支援センターを設け、効率的な事業の展開を図るとしています。
- ・第3期計画では、地域包括支援センターの設置目標数を平成20年度までに各保健福祉区域(ブロック)に1か所としていましたが、平成19年1月にその設置目標は達成しています。

【地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの設置状況】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地域包括支援センター	0	9	9	9
直営	0	3	3	3
委託	0	6	6	6
在宅介護支援センター	24	17	17	17
合計	24	26	26	26

これまでの課題

【地域包括ケア体制の整備】

- ・高齢化の加速（2015年、2025年問題）、それに伴う認知症高齢者の増加などにより、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるための基盤整備が必要とされています。地域包括支援センターは、3職種の特徴を活かしたチームアプローチによる包括的支援事業の実施により、地域の保健、医療、福祉またはボランティアや住民活動など地域資源の連携の核となることが求められています。（ネットワークの構築）

【地域包括支援センター運営に関する主な課題】

- ・担当の地区内（保健福祉ブロック）の高齢者人口、地域の広さ等にばらつきがあります。
- ・現在の地域包括支援センターの設置状況では、予防給付ケアマネジメント業務に追われ、地域における包括的な支援体制を構築していくための包括的支援事業実施への支障が危惧される状況にあります。

今後の方針・目標

住み慣れた自宅や地域でできる限り継続して生活を送れるようにきめ細やかな支援を実施するために、引き続き地域包括支援センターの増設を図っていきます。

ただし、増設に当たっては、以下の点を「基本的な方針」と位置付け、各地域の、地理的、社会的実情や事業者などの諸条件を勘案しながら段階的に進めていきます。

地域包括支援センター1か所あたりの適正な対象高齢者人口を6,000人程度と設定します。

- ・職員配置基準にて、第一号被保険者3,000人以上6,000人未満ごとに置く員数が、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれ各1人とされています。
- ・予防給付ケアプラン数が職員1人あたり平均40人以内に納めることが推計できます。

地域住民の信頼を得ている在宅介護支援センターを有効的に活用します。

- ・在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行を促進します。
- ・展開段階における地域包括支援センターの補完的役割を継続します。
- ・適正な高齢者人口を超える地域包括支援センターの補完的役割を継続します。

【展開イメージ】

（ ）内は前計画の展開イメージ

	平成20年度	平成23年度	平成26年度
高齢者人口	87,044人	93,044人	102,047人
地域包括支援センター	9（9）	13	17（30程度）
直営	3（3）	3	3（3）
委託	6（6）	10	14（27）
在宅介護支援センター	17（必要数）	必要数	必要数（必要数）

高齢者人口 = 20年度は6月1日現在 23・26年度は長野市企画課推計より

内訳及 保健福祉ブロック	高齢者 人口 (人)	平成20年度		平成23年度目標		平成26年度目標	
		地域包括 支援 センター	在宅介護 支援 センター	地域包括 支援 センター	在宅介護 支援 センター	地域包括 支援 センター	在宅介護 支援 センター
古里・柳原・長沼・豊野 ブロック	7,756	1 (直営)	2	地域の 実情に 応じ増 設	地域の 実情に 応じ必 要数を 設置	地域の 実情に 応じ増 設	地域の 実情に 応じ必 要数を 設置
三輪・吉田・若槻 ブロック	12,628	1 (委託)	2				
古牧・大豆島・朝陽 ブロック	9,711	1 (委託)	1				
第一・第二・浅川・芋井・ 戸隠・鬼無里ブロック	10,651	1 (委託)	3				
第三・第四・第五・芹田 ブロック	8,835	1 (直営)	2				
安茂里・小田切・七二会 ブロック	6,404	1 (委託)	0				
川中島・更北 ブロック	11,217	1 (委託)	2				
篠ノ井・信更・大岡 ブロック	11,150	1 (直営)	4				
松代・若穂ブロック	8,692	1 (委託)	1				
合計		9	17	13		17	

高齢者人口 = 20年度は6月1日現在

「地域包括支援センター運営協議会」

施策の目的・内容

「地域包括支援センター」の中立性・公平性を確保しつつ、円滑かつ適正な運営を図るために「地域包括支援センター運営協議会」を設置します。医師会、歯科医師会、介護予防に関する団体、介護保険サービス・介護予防サービス事業者、介護保険被保険者、社会福祉保健関係団体、介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談業務等を担う関係者等で構成され、主な事項として、次の協議を行います。

- 「地域包括支援センター」の設置に関すること
- 「地域包括支援センター」の運営に関すること
- 「地域包括支援センター」の職員の確保に関すること
- その他地域包括ケアに関すること

なお、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために、適切な支援が総合的に受けられるよう調整する「長野市ケア会議」の役割を、「地域包括支援センター運営協議会」が担い、地域ケア体制を総合的に構築します。

これまでの実施状況

- 平成 17 年 11 月に「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、活動を開始しています。平成 18 年度は委託による地域包括支援センターの整備、平成 19 年度は地域包括支援センターの運営状況や介護予防サービス支援計画においての公正・中立性の基準、平成 20 年度は今後の整備方針等の内容を主に協議してきました。

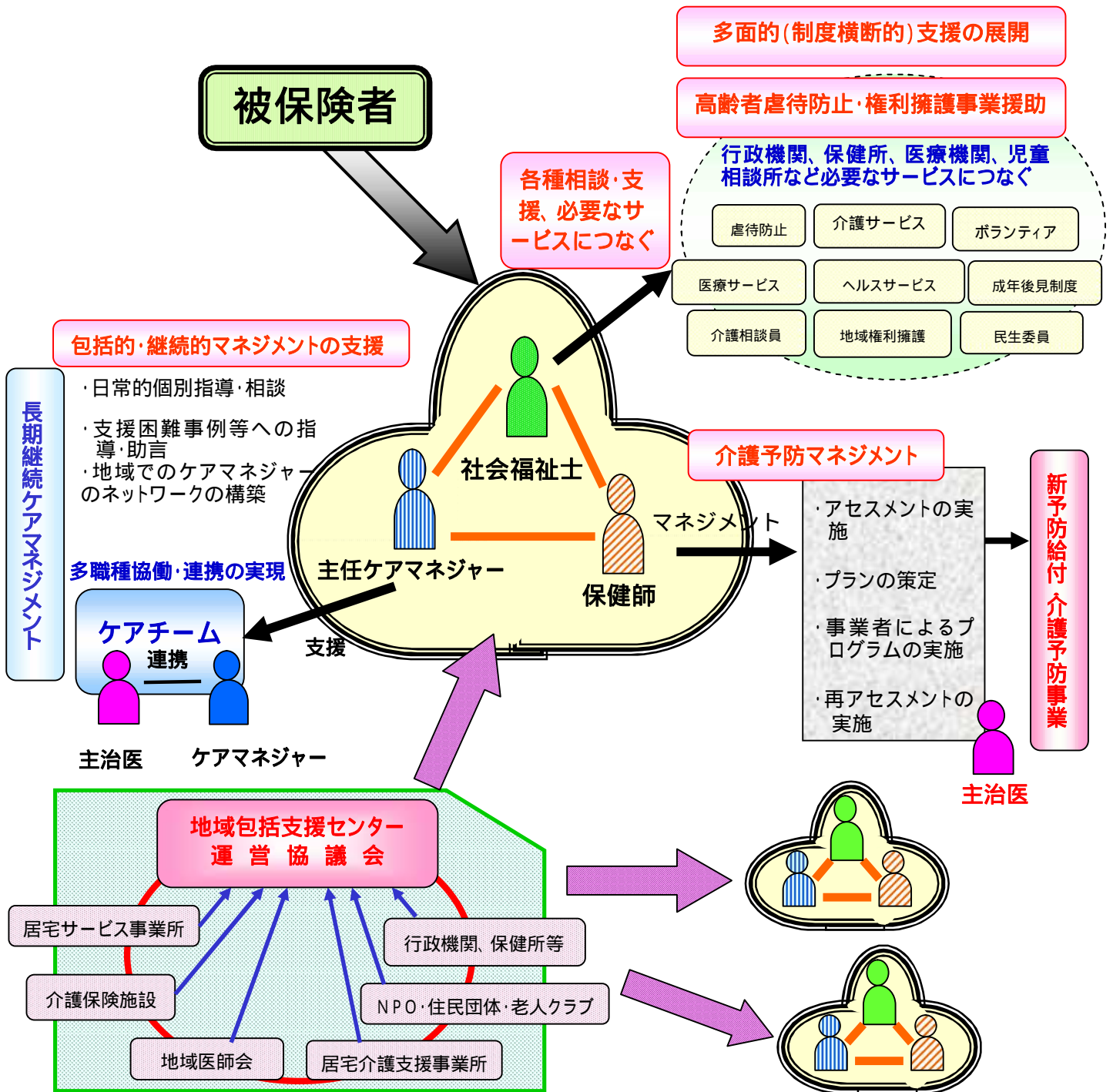
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
開催回数	4 回	2 回	(4 回)

これまでの課題

- これまで、運営協議会は、センター設置・運営等の事項を中心とした協議、検討を行ってききましたが、地域包括ケア等についても、協議を行う必要があります。

今後の方針・目標

- 運営協議会は、地域包括支援センターと地域社会をつなぐという重要な役割を担っています。したがって、必要に応じ随時開催するとともに、センター運営等の事項だけに限らず、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等の地域包括ケアに必要とされる施策等についても積極的に協議を行っていきます。



2. 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターでは、包括的支援事業として、(1)総合相談支援事業(2)権利擁護事業(3)包括的継続的ケアマネジメント支援事業(4)介護予防ケアマネジメント事業を実施します。

地域包括支援センターでは、これらの事業を一体的に実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう支援を行います。

また、これらの事業を効果的に実施するためには、介護サービスをはじめ、保健・福祉・医療サービスやインフォーマルサービスなどの様々な社会的資源の連携が必要となるため、各事業を通じて地域のネットワークの構築を図ります。

(1) 総合相談支援事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関・制度の利用へつなげるなどの支援を行います。

総合相談支援の充実

施策の目的・内容

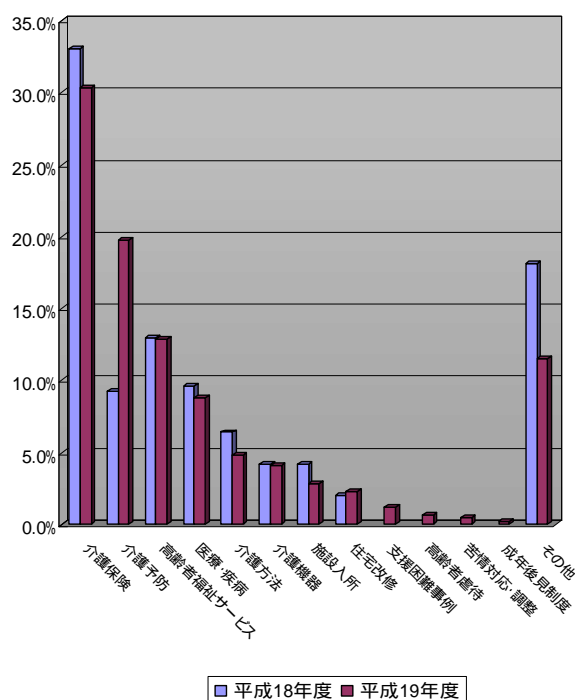
社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーが高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。

これまでの実施状況

1. 相談支援延件数

	相談支援延件数
平成 18 年度	47,022 件
平成 19 年度	44,951 件

2. 相談内容別割合



* 支援困難事例から成年後見制度については平成 19 年度からの統計

これまでの課題

- ・高齢者人口の増加に伴い、相談内容も、独居老人・認知症高齢者に対する支援、老老介護、高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害など、多様化・複雑化しています。
- ・また、高齢者に関する相談だけではなく、障害者などを含む複合的に支援を必要とする相談内容もあります。

今後の方針・目標

- ・多様化・複雑化した相談、複合的な相談に対して、各専門職の専門性を活かし、チームとして対応に努めます。
- ・身近な相談窓口としての在宅介護支援センターとの連携を密にし、高齢者の生活を軸として総合的に相談を受け付けるために、担当職員の資質向上を図るとともに、関係機関等との連携体制の強化に努めます。

高齢者実態把握事業

施策の目的・内容

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見することはできないため、民生児童委員との連携のもと、在宅介護支援センターとともに、地域の高齢者の実態を把握することにより、支援の必要な高齢者への早期対応や予防的対応、未然防止的な対応を図ります。

これまでの実施状況

	平成 18 年度	平成 19 年度
高齢者実態把握延件数	8,804 件	7,406 件

*平成 19 年度から対象者要件を変更

これまでの課題

- ・各地域内で収集した情報を、ニーズ検証し、地域にあった支援体制づくりに結びつけることが課題です。
- ・実態把握のための訪問等の介入を拒否される場合があります。

今後の方針・目標

- ・実態把握を通し、支援の必要な高齢者を早期に発見し、早期に対応することに努めます。
- ・地域に根ざした支援体制を作り上げるために、民生児童委員と連携を図り、実態把握を通して地域のニーズの把握に努めます。

(2) 権利擁護事業の推進

高齢者が住みなれた地域で自分らしく尊厳ある生活をするためには、高齢者を狙った悪質商法や高齢者に暴力や心理的苦痛等を与える虐待などの権利侵害から、社会全体で高齢者の権利を護ることが必要となります。

そのため、高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発、消費者被害の予防に向けて取り組みます。また、成年後見制度等の積極的な活用をすることで、認知症等の判断能力が低下した高齢者の権利擁護の推進を図ります。

高齢者虐待防止の推進

高齢者の権利が護られる地域とするため、高齢者虐待の正しい理解の普及を図り、高齢者本人や高齢者を介護する養護者、地域住民、関係機関等が高齢者虐待の防止に努め、早期発見や早期対応が図れる体制を整備します。

また、発生した高齢者虐待に対して、虐待を受けている高齢者本人への適切な支援を図るとともに、虐待をしている養護者等への支援に努めます。

各論第5章 第2節高齢者の権利擁護支援体制の充実 (1) 高齢者虐待防止への取り組み

成年後見制度の活用促進

認知症等により判断能力が不十分になっても、適切な介護サービスの利用をはじめ、金銭管理や法律行為などの支援が受けられるよう成年後見制度の積極的な利用を促進します。

また、成年後見制度のより効果的な活用方法及び支援体制について研究・検討を進めます。

各論第5章 第2節高齢者の権利擁護支援体制の充実 (2) 成年後見制度の活用促進

消費者被害防止の促進

高齢者が地域の中で安心して生活できるよう、地域の民生児童委員やケアマネジャー、介護保険事業者等と消費者被害の予防・早期発見に努め、情報共有の体制を整備します。

また、消費者被害の情報を収集した場合には、被害の拡大や被害者救済に向けて、警察や消費生活センター等の関係機関との連携の強化に努めます。

各論第5章 第2節高齢者の権利擁護支援体制の充実 (3) 消費者被害防止の促進

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

地域の高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるように、その人の生活全体を包括的・継続的に支えていくことが求められています。介護に携わる地域のケアマネジャーへの支援や助言、主治医や地域の関係機関との連携・調整を図ることで、包括的・継続的ケア体制を推進していきます。

ケアマネジャーへの支援

施策の目的・内容

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、事例検討会や研修会の実施、制度や施策、社会資源等に関する情報提供を行います。また、ケアマネジャー相互の情報交換等をおこなう場を設定するなどし、ネットワークの構築を図ります。

日常的な業務の実施に関してやケアプランの作成等についての相談、困難事例等への具体的な支援方法の検討など、ケアマネジャーへの支援を行います。

これまでの実施状況

- ・地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが連携を図りながら、地域のケアマネジャーの支援を行っています。
- ・ケアマネジャーの資質向上とネットワーク構築を目的に、平成19年度より統一テーマを設定し研修会を開催しています。

平成19年度テーマ「ケアマネジャーとのネットワーク構築」

平成20年度テーマ「関係機関とのネットワーク拡大」

ケアマネジャー研修会の実施状況

	平成18年度	平成19年度
研修会実施回数	7回	30回
参加延人数	677人	1,133人

ケアマネジャーからの相談状況(平成19年度から統計開始)

	平成18年度	平成19年度
相談延件数	-	1,716件

これまでの課題

- ・多様化する高齢者の生活を支えるために、ケアマネジャーには、介護保険サービスだけでなく、地域にある社会資源の活用や地域の関係機関との連携協働が求められています。

今後の方針・目標

- ・研修の充実、関係機関とのネットワークの構築、地域のインフォーマルサービス等の情報提供、ケアマネジャーへの相談・助言など行うことで、今後もケアマネジャーを積極的に支援します。

包括的・継続的ケア体制の構築

施策の目的・内容

主治医とケアマネジャーとの連携はもとより、様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図り、包括的、継続的なケアマネジメントを行うことによって、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう支援します。

地域におけるさまざまな社会資源を有効に活用し、高齢者の生活を総合的に支えます。

これまでの実施状況

- ・ 薬剤師会、栄養士会、歯科医師会等関係機関とのネットワーク構築に向けた検討会の開催、「長野県医療と介護との連携連絡票」の効果的な活用方法についての研究、地域のインフォーマルサービスや医療機関等についての情報収集・提供などを行い、包括的・継続的ケア体制の構築に努めています。

これまでの課題

- ・ 関係機関等との連携を進め、地域に広めていく必要があります。
- ・ 主治医や病院との円滑な連携体制を更に整備していく必要があります。
- ・ 地域の様々な社会資源の把握や有効的な活用について検討する必要があります。

今後の方針・目標

- ・ 関係機関とのネットワークの構築・強化を推進し、包括的・継続的ケア体制の充実に努めます。
- ・ 地域でのボランティア活動等、介護保険サービス以外の地域の様々な、高齢者を支える社会資源について把握し、その有効的な活用について検討します。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業の推進

高齢者が要介護状態等になることをできる限り予防し、要介護状態になっても、それ以上に悪化しないように維持・改善を図ります。早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援します。

特定高齢者（はつらつアップ高齢者）に対するケアマネジメント

施策の目的・内容

特定高齢者把握事業において、把握・選定された特定高齢者（長野市では「はつらつアップ高齢者」）が、要支援状態になることを予防するため、その方の心身の状況等に応じて、介護予防事業が効果的に提供されるよう必要な支援を行います。

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ予防・支援を中心とした介護予防事業のサービス利用について、対象者と共に考え、一緒に介護予防サービス支援計画を作成します。

これまでの実施状況

	特定高齢者数	サービス計画 作成数	作成率
平成 18 年度	1,114 人	48 人	4.2%
平成 19 年度	8,014 人	321 人	4.0%

*平成 19 年度から特定高齢者の選定基準変更

これまでの課題

- ・特定高齢者に関する制度についての認知度がまだまだ低く、介護予防サービス支援計画の作成率が伸びていません。
- ・対象者の目標、ニーズは様々であり、現在ある介護予防事業のサービスメニューの内容・量などを検討する必要があります。

今後の方針・目標

- ・介護予防事業のサービス効果を検証しながら、介護予防の必要性の普及啓発に努めます。
- ・効果の継続性を図るため、介護予防事業の修了後についても、修了者の自発的な活動につながる環境づくりを調査・研究します。

介護保険要支援認定者に対するケアマネジメント

施策の目的・内容

介護保険申請者のうち要支援認定者（要支援1及び2の方）に対し、要支援状態にあっても、現在の状態の維持・改善を目指し、目標を定め、その目標に向けて、対象者の自立した生活の実現を支援するための介護予防サービス支援計画を提示します。

利用者の主体的な取組を促し、利用者の自立の可能性を引き出すため、廃用症候群の予防の観点から、日常生活の活発化に資する通所系サービスを中心として、介護保険の予防給付サービスを利用するなどし、目標の達成を目指します。

一定期間後に利用者の状態を評価し、介護予防サービス支援計画で設定された目標が達成されたかどうかをチェックし、必要に応じて支援計画を見直します。

これまでの実施状況

・予防給付サービス利用者（居宅）

	要支援1 認定者	サービス 利用者	要支援2 認定者	サービス 利用者
平成19年3月	1,905人	859人	1,692人	969人
平成20年3月	1,783人	785人	2,155人	1,238人

これまでの課題

- ・予防給付サービスが、利用者の自立支援につながるものとなっているか、利用者、ケアマネジャー、サービス提供事業者が、共に介護予防を理解し、効果について検証することが必要となっています。

今後の方針・目標

- ・予防給付サービスの効果を検証しながら、利用者ひとりひとりの状態にあわせた適切な介護予防サービス支援計画の提供により、自立した生活の実現を図れるよう支援していきます。